

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を、次のとおり縦覧に供する。

なお、川西市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について川西市長に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及び案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を川西市中央町12番1号川西市都市政策部都市政策課に提出すること。

令和7年12月10日

川西市長 越 田 謙 治 郎

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

川西市丸山台1丁目及び丸山台2丁目、山下町、けやき坂3丁目、けやき坂4丁目、久代3丁目

3 縦覧期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月24日（水）まで

4 意見書の提出期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月24日（水）まで

5 都市計画の案の縦覧場所

川西市都市政策部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を、次のとおり縦覧に供する。

なお、川西市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について川西市長に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及び案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を川西市中央町12番1号川西市都市政策部都市政策課に提出すること。

令和7年12月10日

川西市長 越 田 謙 治 郎

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画地区計画阪急日生ニュータウン（川西市）地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

川西市美山台1丁目、2丁目及び3丁目並びに丸山台1丁目の一部、2丁目の一部及び3丁目

3 縦覧期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月24日（水）まで

4 意見書の提出期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月24日（水）まで

5 都市計画の案の縦覧場所

川西市都市政策部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を、次のとおり縦覧に供する。

なお、川西市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について川西市長に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及び案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を川西市中央町12番1号川西市都市政策部都市政策課に提出すること。

令和7年12月10日

川西市長 越 田 謙 治 郎

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

川西市久代3丁目

3 縦覧期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月24日（水）まで

4 意見書の提出期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月24日（水）まで

5 都市計画の案の縦覧場所

川西市都市政策部都市政策課